

特記仕様書

- 1 受託者は、本業務に際し、ウェブサイトの名称、ドメイン名（URL）、IPアドレス及び他者のクラウドサービス等を利用する際はその事業者の名称その他必要とする情報を、あらかじめ三重県雇用経済部三重県営業本部担当課（以下「県」という。）に提出しなければならない。

その際、県は提出されたウェブサイトの構築内容が不適切と考える場合には、受託者に対して、変更を含め、適切な対応を求めることができる。

- 2 受託者は、本業務に際し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が公開する最新の「地方公共団体における情報システムセキュリティ要求仕様モデルプラン（Webアプリケーション）」に準拠するものとする。

- 3 受託者は、本業務に際し、当該ウェブサイト又は当該サーバー等で利用するOS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には、業務への影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施しなければならない。

- 4 受託者は、本業務の際には、サービス開始前及び運用中においては1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施し、その結果を県に報告しなければならない。

- 5 受託者は、本業務のプラットフォームとして、他者のクラウドサービス等を利用する場合は、国内法が適用となるサービス事業者を利用しなければならない。

- 6 県は、本業務の実施にあたり、必要な措置が講じられているかどうかを確認及び検証するため、定期又は随時にその実施状況の報告を求めるほか、必要に応じて監査することができるものとする。また、監査の一環として、プラットフォーム診断（ポートスキャン、脆弱性検査を含む。）又はアプリケーション診断その他必要な監査を当該サイトに対して実施することができるものとする。

- 7 受託者は、県が監査を実施するにあたり、必要な対策を速やかに実施しなければならない。